

2022年度

扶養確認調査の実施について

健康保険組合では、毎年、被扶養者の資格確認をするよう厚生労働省から指導を受けています。
そのため、収入状況のわかる証明書を提出いただくこととなりますのでご協力をお願いいたします。

調査
対象者

19歳（2023年4月1日満年齢）以上で
ダイハツ健康保険組合の保険証を
お持ちのご家族。

提出
期限

2022年8月31日

必着

調査票は対象者のご自宅へ送付しています。

◆調査対象者は「[健保ポータル](#)」で確認できます。

必ず提出期限までにご返送ください!!

※未提出の場合は扶養から外れていただくこととなります。（保険証返却）

無収入の方 ⇒ 課税、非課税証明書の添付は不要です！

マイナンバー制度を活用して、健保が所得確認をします。

◎ご家族の収入状況により下記書類の提出をおねがいします。

収 入	提 出 書 類
パート・アルバイト収入がある方	直近3ヵ月分の給与明細(写)
年金受給者（遺族年金、障害年金含む）	年金振込通知書（写）
学生の方	学生証（写）

※パート先等で健診受診後に提出いただく健診結果送付票は「2022年度ファミリー健診ガイドブック」P68を切り取りご提出ください。

Q&A（よくある質問）

※扶養確認調査について

Q1 無収入の場合、課税証明の提出は必要ですか？

A1 不要です。マイナンバーを活用し健保が市町村に所得確認します。所得確認ができなかった場合は、別途連絡致します。

Q2 パートで働いていますが、給与明細をなくしました。どうすればいいですか？

A2 勤務先で再発行してもらるか、源泉徴収票(2021年分)のコピーを添付してください。

Q3 給与明細がWEB明細のため添付できませんが、何を添付すればいいですか？

A3 WEB明細も印刷できますが、どうしてもできない場合は、勤務先にご相談のうえ明細を添付してください。

Q4 2つ以上の会社で働いています。給与明細はどれを添付すればいいですか？

A4 全ての会社の直近3ヵ月分の給与明細等をコピーし添付してください。

※ファミリー健診について

Q5 いつ受診するか予定が立ちません。どうすればよいですか？

A5 予約をお取りください。健診日は何度でも変更可能です。

Q6 受診券がありません。どうすればよいですか？

A6 受診券は40歳以上の方に、3月に健診案内とともに送付しています。紛失された場合は、再発行させていただきますので、ご連絡ください。